



第51号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和6年11月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246



食品ロスにしない 備蓄のすすめ



引用：消費者庁HP

普段食べている食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足していく。この方法は、**備える→食べる→買い足す**ことを繰り返しながら、食品を貯蔵していくので、**ローリングストック法**と呼ばれています。特別なものを買わずに、簡単に備蓄することができます。また、賞味期限切れで廃棄してしまう食品ロスを防ぐことにもなります。

鎌ヶ谷市消費生活センターに寄せられる 最近の相談事例

すぐに相談
しましょう！

- ・ 給湯器の点検商法：壊れていないのに高額な交換工事の契約になる
- ・ 屋根工事の点検商法：屋根瓦がずれていると言って家に入り込む
- ・ 初回が安い健康食品や化粧品、実は定期購入で2回目からは高額な請求！業者と連絡がとれずやめられない
- ・ パソコンでネットを見ていたら「ウイルス発生」と表示され、電話をかけるとサポート費用として何度も電子マネーでの支払いを要求される

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。



理解度チェックにも
挑戦してみてください！

鎌ヶ谷市消費生活センター(市役所2階)
電話：**047-445-1246**(予約優先)
時間：平日10時～12時、13時～16時

全国共通の電話番号
消費者ホットライン **188**



消費者ホットライン
188
イメージキャラクター
イヤヤン



消費生活クイズ

高校生が授業で習う「契約」の問題です。
回答してみましょう！

Q1

店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ①商品を受け取ったとき。
- ②代金を払ったとき。
- ③店員が「はい、かしこまりました。」といったとき。



A1

③店員が「はい、かしこまりました。」といったとき。

消費者と事業者とが、お互いに契約内容(商品の内容・価格・引き渡し時期等)について合意をすれば契約は成立。つまり、**口約束でも契約は成立**。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

Q2

店で商品を買ったが使う前に不要になった。解約できる？

- ①解約できない。
- ②レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③商品を開封していなければ解約できる。

A2

①解約できない。

契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。レシートがあっても、開封していなくても、**原則解約できない**。(事業者が一定の条件を設けて、サービスとして返品や交換に応じてくれる場合もある。)

Q3

17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ①取り消すことはできない。
- ②未成年者取消しができる。
- ③保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。



A3

②未成年者取消しができる。

未成年者が**法定代理人**(親権者などの保護者)**の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる**場合がある。未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる。

Q4

街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れず10万円の絵画を契約してしまった。クーリング・オフすることはできる？

- ①事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- ②絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。
- ③契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。

A4

③契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。

契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、**契約をやめることができる特別な制度**として**クーリング・オフ**がある(特定商取引法)。